

うるま市下水道使用料の改定について

下水道使用料の水準検討

下水道使用料等の現状

下水道事業審議会からの答申 など

資料の内容

1. 下水道使用料の水準検討について
2. 下水道使用料等の現状について
3. 下水道事業審議会からの答申について
4. 下水道使用料の水準について
5. 下水道使用料の改定について

～参考資料～

- (1) 下水道使用料の根拠法令などについて
- (2) 下水道使用料体系について
- (3) 下水道の普及状況(下水道整備計画)
- (3) 下水道の普及状況(普及率・接続率・整備率)
- (3) 下水道施設の状況(施設概要)

1. 下水道使用料の水準検討について

公共下水道は、家庭などから排出される汚水を処理し、きれいな水として川や海に戻すことで良好な水環境を保ち、市民の清潔で快適な暮らしを提供しています。

地方公営企業である下水道事業の収支は、使用料収入をもって経営を行う独立採算制が原則とされています。

現在の下水道使用料は、平成20年10月に改定して以来、約13年間、現行の使用料体系を維持してきましたが、**汚水処理費用に係る下水道使用料の負担状況**を踏まえ、**下水道事業審議会を開催するなど、下水道使用料の水準（使用料改定）について検討してきました。**

うるま市下水道使用料の推移について【月額使用料 家庭用20m³の推移】（税抜）

合併前（旧二市二町）		合併後		平成20年10月改定		令和4年4月改定	
	平成16年		平成17年		平成20年		令和4年
旧石川市	1,170	うるま市	1,060	うるま市	1,350	うるま市	1,600
旧具志川市	1,060						
旧与那城町	1,080						
旧勝連町	1,030						
(単位：月・円)				平成17年比較	290円増 27.4%増	平成20年比較	250円増 18.5%増

1. 下水道使用料の水準検討について

下水道使用料の水準（使用料改定）検討スケジュール

令和3年3月～7月 【下水道使用料の水準及び改定の検討】 【下水道事業審議会へ諮問】 【下水道事業審議会の開催】	第1回下水道事業審議会の開催 諮問（うるま市下水道使用料の水準について） 第2回下水道事業審議会の開催 第3回下水道事業審議会の開催 第4回下水道事業審議会の開催
令和3年8月 【下水道事業審議会から答申】	答申（うるま市下水道使用料の水準について）
令和3年9月～10月 【下水道使用料改定案の最終調整・決定】	下水道事業審議会からの答申を受けて、下水道使用料改定案の最終調整、決定（市長説明）
令和3年11月 【議員説明会の開催】	下水道条例の一部改正案（下水道使用料改定）に関する議員説明会を開催
令和3年12月 【市議会定例会に上程】	12月市議会定例会へ下水道条例の一部改正案（下水道使用料改定）を提案、審議、可決
令和4年1月～3月 【市民への広報】	1月：市ホームページ掲載 下水道使用料の改定について（広報） 2月：広報うるま2月号掲載 下水道使用料の改定について（広報）
令和4年4月1日 【下水道使用料の改定】	下水道使用料の改定

2. 下水道使用料等の現状について

(1) 下水道事業の汚水処理費用に係る下水道使用料の負担状況（経費回収率の状況）

※経費回収率とは

汚水処理に係る費用をどの程度、使用料収入で賄っているのかを表す経営指標です。使用料の水準を評価する指標であり、受益者負担及び独立採算制の原則を踏まえ、基本的に下水道事業の経営に伴う収入（使用料等）で賄うべきとされているため、100%以上であることが必要です。

下水道使用料算定状況（収支見通し）：令和3年度から令和7年度までの5年間の平均

費用	汚水処理費用（11億8,878万円）	
	下水道使用料対象費用	
	経費回収率（使用料の回収割合）	不足分（補てん収入）
収入	下水道使用料 （7億500万円・59.31%）	一般会計基準外繰入金 （4億8,366万円・40.69%）

※下水道使用者には、下水道の役割や経営状況などを啓発し、下水道事業の受益に応じた適切な負担水準に近づける努力が必要である。

※一般会計は下水道処理区域外の市民を含み市税を主な財源としていることから、費用負担のあり方や公平性の観点から改善する必要がある。

今回の下水道使用料算定（収支計画作成）にあたり、現行の使用料体系を基に、令和3年度から令和7年度までの5年間の使用料収入（収支見通し）を見込んだところ、「経費回収率」が令和3年度から令和7年度の5年間の平均で59.31%と推計され、今後も汚水処理に係る費用の約4割を一般会計からの補てん収入（繰入金）で賄うことが必要な状況であります。

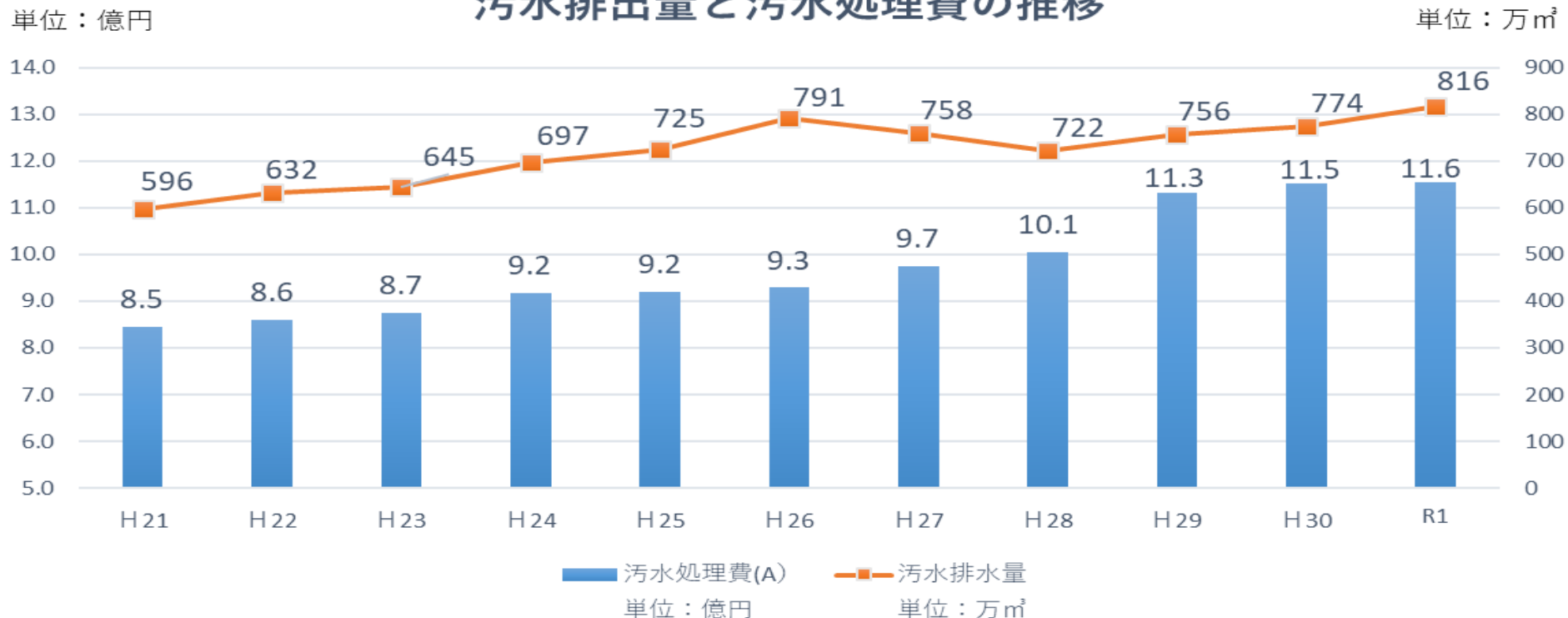
※下水道接続率R2決算（82.22%）で算出

2. 下水道使用料等の現状について

(2) 汚水処理費などの推移について

汚水排出量及び汚水処理費は、平成21年度に比べて約36%増加しており、下水道施設の老朽化などにより、汚水処理費は毎年度増加傾向で推移しています。また、令和2年10月1日より沖縄県流域下水道汚水処理単価の増額改定により、沖縄県に支払う流域下水道維持管理負担金が年間で2千万円程度増額となります。

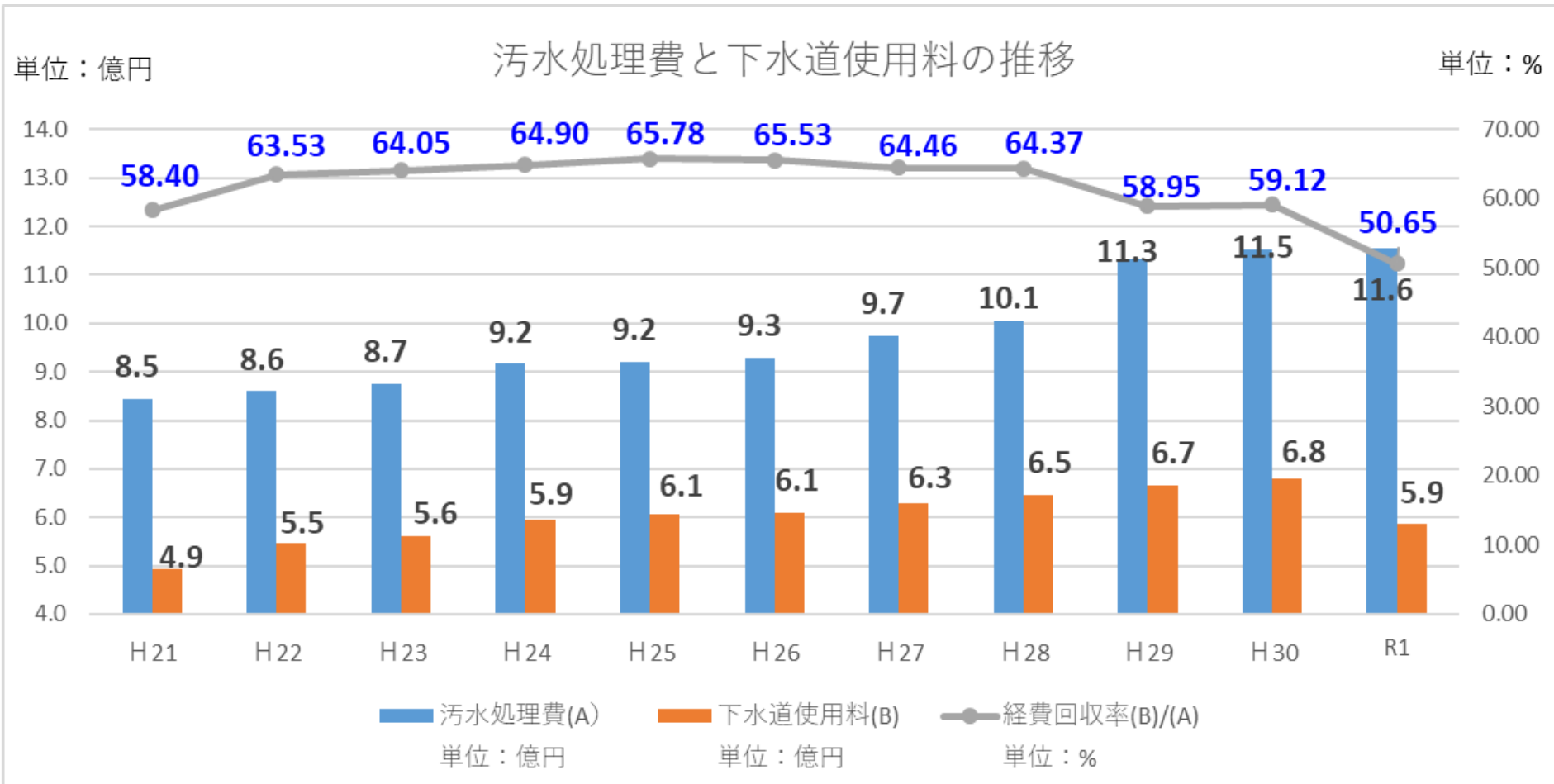
汚水排出量と汚水処理費の推移



2. 下水道使用料等の現状について

(3) 汚水処理費と下水道使用料収入、経費回収率の推移について

汚水処理費の増加とともに、下水道使用料収入も増加傾向で推移していますが、経費回収率は依然として約60%台で推移しています。



※R1決算は、R2年度からの地方公営企業会計移行によりR2年3月31日をもって打ち切り決算の影響がある。従来における出納整理期間（H30決算までは5月31日をもって決算）の収入及び支出が含まれていないため、従来より少ない収入及び支出額となっている。

2. 下水道使用料等の現状について

(4) 経営指標について (県内11市との経営指標の比較)

- ・本市は、県内11市の中で③下水道処理区域内面積に対する④下水道処理区域内人口密度(1km²あたりの下水道利用人口)が1番少ないが、⑨汚水処理費は3番目に多く⑧汚水処理原価は高い水準にある。(汚水処理原価＝汚水処理費÷年間有収水量)
- ・使用料収入で、どの程度賅えているかを示す⑦経費回収率は、低い水準にあり、一般会計の補てん収入(繰入金)に依存した厳しい経営状況にある。(経費回収率＝下水道使用料÷汚水処理費(公費負担分除く))

		単位	11市平均	うるま市	那覇市	沖縄市	浦添市	宜野湾市	豊見城市	名護市	糸満市	宮古島市	石垣市	南城市
①	下水道普及率	%	67.16	67.03 (8位)	98.18 (1位)	97.28 (2位)	97.12 (3位)	95.80 (4位)	73.07 (5位)	67.72 (7位)	68.72 (6位)	16.01 (11位)	31.31 (9位)	26.47 (10位)
②	下水道処理区域内人口	人	82,622	83,126 (5位)	315,236 (1位)	138,164 (2位)	110,779 (3位)	94,367 (4位)	46,883 (6位)	42,411 (7位)	42,241 (8位)	8,734 (11位)	15,249 (9位)	11,650 (10位)
③	下水道処理区域内面積	km ²	12.96	19.25 (3位)	35.17 (1位)	27.51 (2位)	15.85 (5位)	17.88 (4位)	5.61 (8位)	7.31 (7位)	7.48 (6位)	1.84 (11位)	2.39 (9位)	2.31 (10位)
④	下水道処理区域内人口密度(人/km ²)	人	6,180	4,318 (11位)	8,963 (1位)	5,022 (5位)	6,989 (3位)	5,278 (7位)	8,357 (2位)	5,802 (5位)	5,647 (6位)	4,747 (10位)	6,380 (4位)	5,043 (8位)
⑤	収益的収支比率 (高い順位)	%	83.03	80.06 (7位)	110.2 (2位)	84.81 (5位)	90.93 (3位)	110.71 (1位)	82.98 (6位)	72.09 (9位)	86.53 (4位)	59.03 (10位)	57.8 (11位)	78.22 (8位)
⑥	企業債残高対事業規模比率	%	1,107.15	1,577.41	174.00	539.73	458.36	408.83	1,280.94	853.17	498.62	1,889.13		3,391.33
⑦	経費回収率 (高い順位)	%	72.65	59.12 (8位)	103.85 (1位)	71.96 (6位)	90.74 (3位)	91.69 (2位)	83.26 (4位)	65.85 (7位)	74.67 (5位)	56.54 (9位)	54.07 (10位)	47.4 (11位)
⑧	汚水処理原価 (高い順位)	円	130.32	163.24 (2位)	92.53 (11位)	112.2 (7位)	98.26 (9位)	93.75 (10位)	107.28 (8位)	146.07 (5位)	115.18 (6位)	204.97 (1位)	150 (3位)	150 (3位)
⑨	汚水処理費 (高い順位)	千円	915,210	1,152,114 (3位)	3,294,204 (1位)	1,606,649 (2位)	1,114,725 (4位)	855,250 (5位)	412,593 (8位)	595,002 (6位)	483,689 (7位)	285,307 (9位)	169,161 (10位)	98,615 (11位)
⑩	有収水量 (高い順位)	m ³	8,431,147	7,057,979 (5位)	35,602,267 (1位)	14,319,823 (2位)	11,344,482 (3位)	9,122,295 (4位)	3,846,004 (8位)	4,073,272 (6位)	4,199,349 (7位)	1,391,968 (9位)	1,127,741 (10位)	657,435 (11位)
⑪	水洗化率(接続率) (高い順位)	%	81.47	80.42 (8位)	95.95 (1位)	87.43 (3位)	94.95 (2位)	81.49 (7位)	86.72 (4位)	86.16 (5位)	84.29 (6位)	76.72 (9位)	57.87 (11位)	64.12 (10位)

※収益的収支比率→那覇市、宜野湾市はH30年度から法適用のため経常収支比率。

※H30決算経営比較分析表より

2. 下水道使用料等の現状について

うるま市下水道事業の状況（県内11市比較）

平成30年度末時点

注：沖縄県の11市のみ抜粋

事業体名	行政人口 (人)	(A)行政区域面積 (ha)	(B)下水道計画面積 (ha)	(C)行政区域面積 に対する下水道 計画面積割合 (%) (B/A)	下水道管 (km)			下水処理場 (箇所)	ポンプ場 (箇所)
					汚水管	雨水管	布設延長		
那覇市	321,094	3,999	3,937	98.45	591	154	745	0	3
名護市	62,626	21,090	1,220	5.78	156	14	170	1	2
宜野湾市	98,502	1,980	1,972	99.60	236	36	272	0	4
石垣市	48,702	22,915	725	3.16	65	1	66	1	3
浦添市	114,059	1,948	2,147	110.22	254	41	295	0	6
うるま市	124,014	8,702	2,947	33.87	381	9	390	1	11
糸満市	61,468	4,663	1,196	25.65	141	9	150	1	0
豊見城市	64,163	1,919	1,066	55.55	134	23	157	0	2
宮古島市	54,558	20,457	839	4.10	40	0	40	1	1
南城市	44,008	4,978	397	7.98	72	0	72	0	3
沖縄市	142,025	4,972	3,427	68.93	453	53	506	0	4
うるま市の順位	3番目に多い	4番目に広い	3番目に広い	6番目に高い	3番目に長い	7番目に長い	3番目に長い	下水処理場保有	1番目に多い

出所：平成30年度地方公営企業年鑑（総務省）より

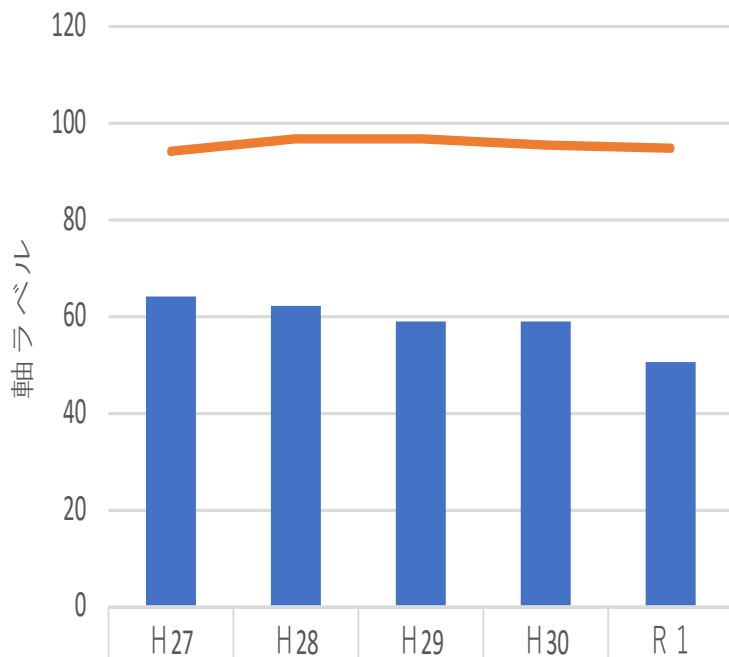
※下水道事業の健全な経営を図るため、下水道普及率の向上により下水道使用料の増収を図るとともに、効率的な下水道整備と事業経営、下水道接続率の向上に努めることが重要となります。

2. 下水道使用料等の現状について

(5) 経営指標について (類似団体平均値比較)

※ 経費回収率 = 下水道使用料 ÷ 汚水処理費 (公費負担分を除く)

経費回収率 (%)



うるま市	64.46	62.26	58.95	59.12	50.65
類似団体平均値	94.38	96.57	96.54	95.4	94.69

説明: 使用料で回収するべき経費をどの程度賄えているかを示す指標。※使用料の水準を評価する指標であり、汚水処理費用は、受益者負担に基づく汚水私費、独立採算制の原則を踏まえ、基本的に使用料等の下水道事業の経営に伴う収入で賄うべきとされているため、100%以上であることが必要。

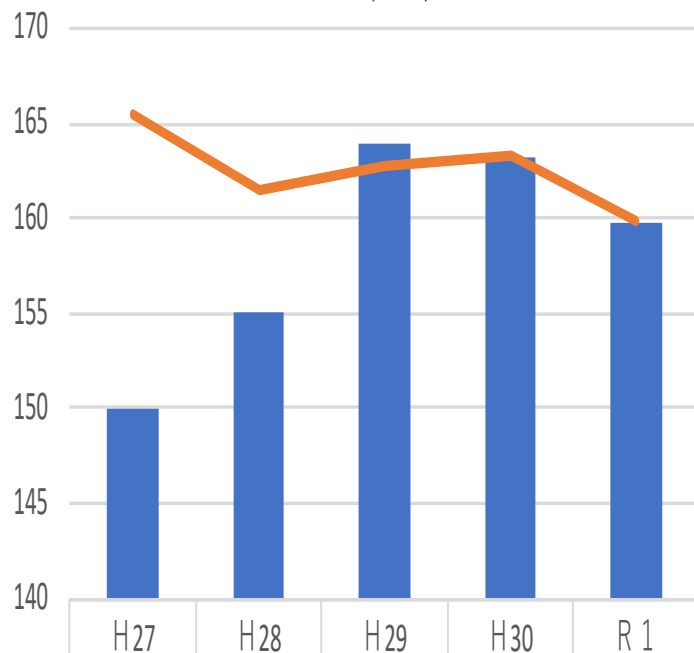
分析: 類似団体平均値と比較しても低く、100%未満であるため、使用料で賄えていない状況にある。汚水処理に係る経費が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、収支構造(経費回収率)の見直しによる適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要。

2. 下水道使用料等の現状について

(5) 経営指標について (類似団体平均値比較)

※ 汚水処理原価 = 汚水処理費 ÷ 年間有収水量 (使用料収入の対象となる水量)

汚水処理原価 (円)



うるま市	150.04	155.08	163.99	163.24	159.73
類似団体平均値	165.45	161.54	162.81	163.2	159.78

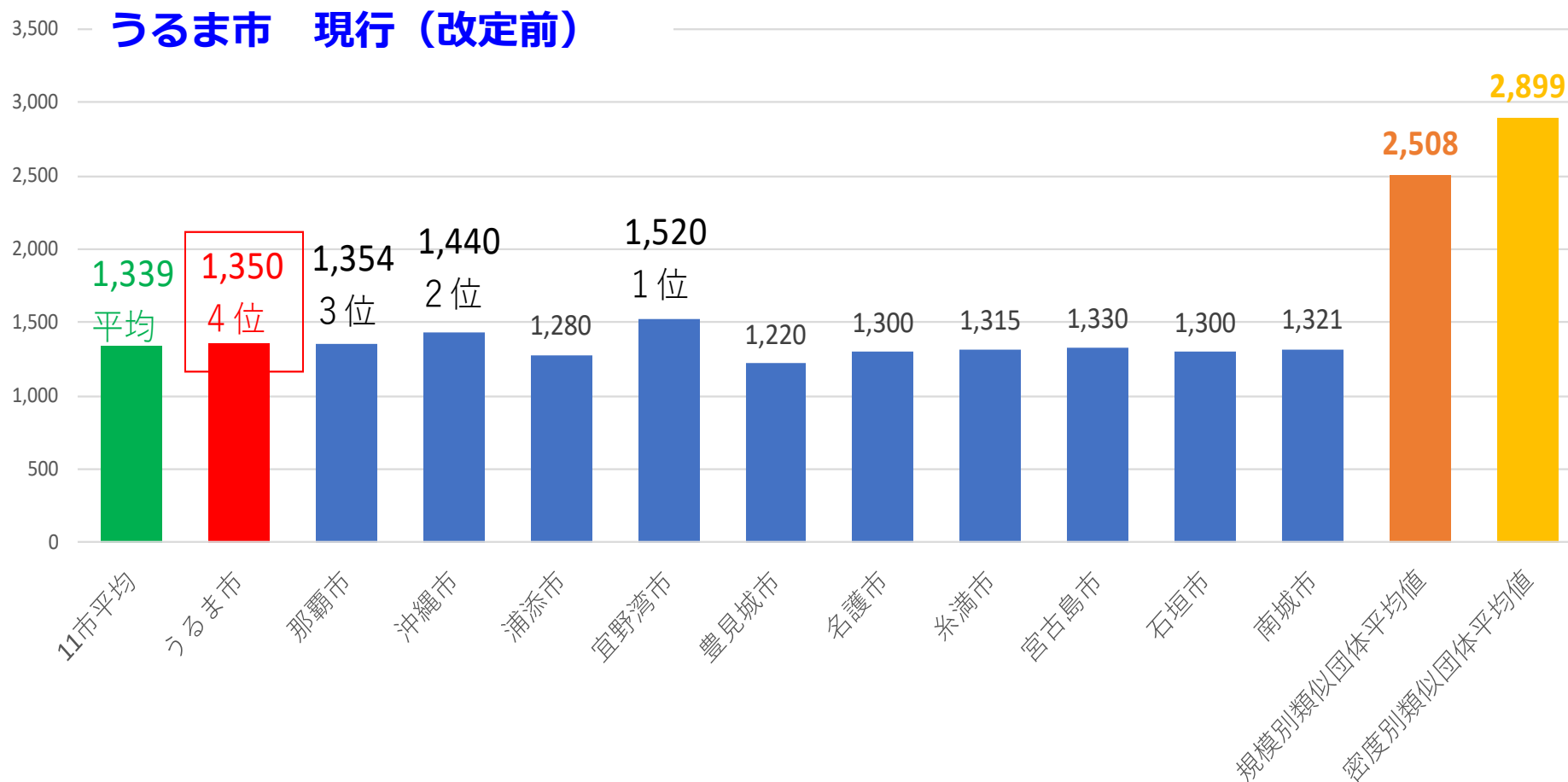
説明: 有収水量1m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。

分析: 類似団体平均値なみの水準にある。前年度より減少しているが、令和2年4月からの公営企業会計移行による打ち切り決算の影響があり、その影響を加味し試算したところ177.05円で前年度より増加しており、依然として施設の老朽化による汚水処理費の増加が予想される。下水道整備の効率化(最適化)や維持管理の効率性向上、接続率向上による有収水量の増加への取り組みが重要となる。

2. 下水道使用料等の現状について

(6) 下水道使用料の状況（県内11市比較）について

家庭用20m³あたり沖縄県内11市比較（令和2年4月現在、単位：円）

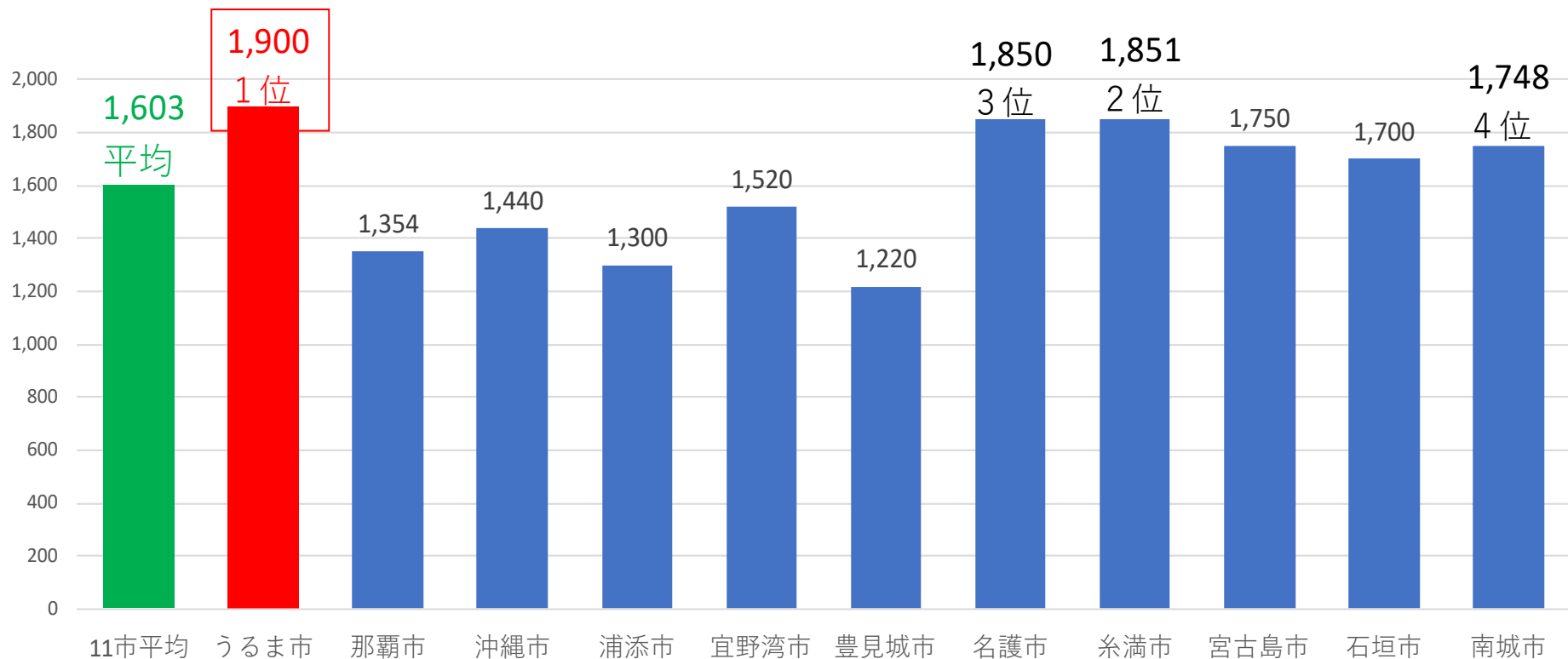


（出所：規模別類似団体平均（平成30年度地方公営企業年鑑より作成。密度別類似団体平均H28年度（総務省自治財政局準公営企業室H30.2月資料より）

2. 下水道使用料等の現状について

業務用20m³あたり沖縄県内11市比較（令和2年4月現在、単位：円）

うるま市 現行（改定前）

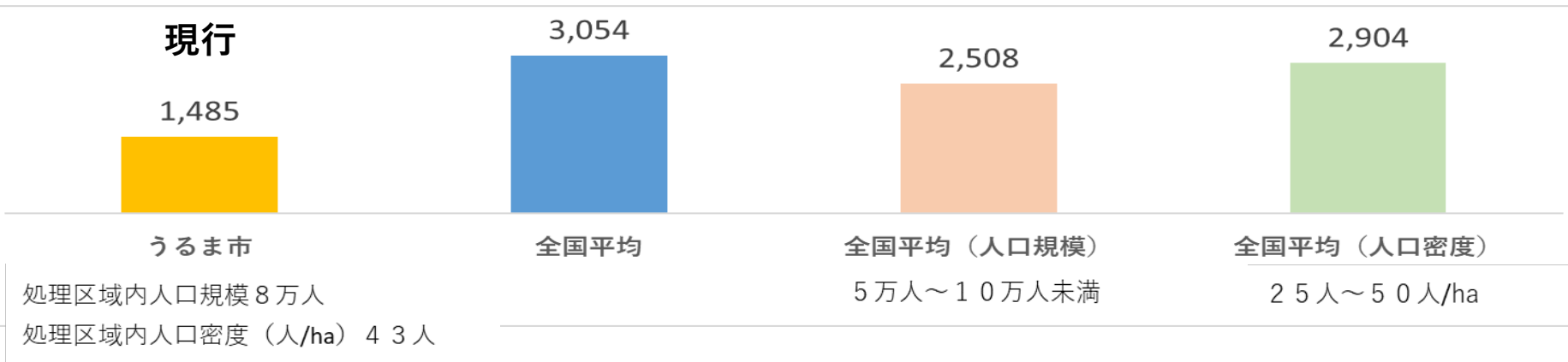


○家庭用20m³あたりの下水道使用料の県内11市比較。うるま市は1,350円で4番目に高い使用料水準です。緑色の棒グラフは11市平均です。オレンジ色は、下水道処理区域内人口規模が本市と類似する事業体の全国平均（5万人以上10万人未満）の金額。黄色は下水道処理区域内人口密度が本市と類似する事業体の全国平均の金額。
○業務用20m³あたりの下水道使用料の県内11市比較。うるま市は1,900円で県内では高い使用料水準です。緑色が県内11市平均です。

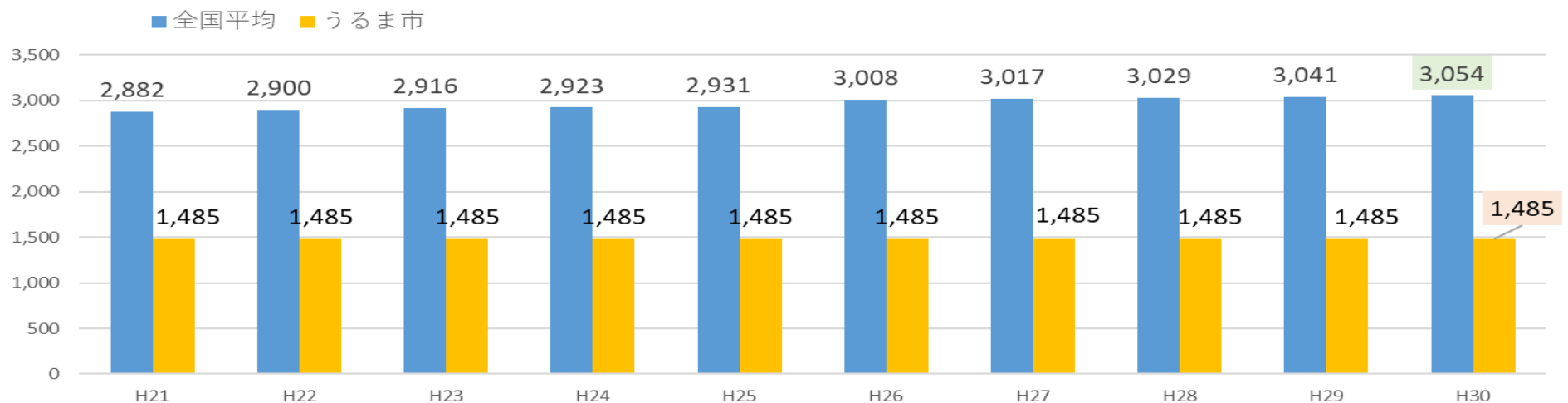
2. 下水道使用料の状況(全国平均との比較)

うるま市の下水道使用料の水準 (20m³/月/円) について (全国平均との比較)

(税込み)



下水道使用料 (全国平均家庭用20m³/月/円) の推移と本市下水道使用料の状況



※全国平均は、総務省下水道財政のあり方に関する研究会報告書(下水道事業における家庭用使用料20m³/月の推移)より

※全国平均(人口規模)は、総務省H30年度地方公営企業年鑑の規模別一般家庭用下水道使用料(20m³/月)調(公共下水道・5万人以上10万人未満の全体平均使用料)より

※全国平均(人口密度)は、総務省下水道財政のあり方に関する研究会報告書(事業区分人口密度別(人/ha)・公共下水道(25~50人)家庭用使用料(20m³/月:H30)より

2. 下水道使用料の状況(類似団体との比較)

本市下水道事業と下水道処理区域内の人口規模及び人口密度、供用開始後年数が類似する団体(類似団体)の状況は、下表のとおりです。
 ※うるま市の下水道使用料は、類似団体平均と比較して低い水準となっている。

○下水道使用料(家庭用)の県内11市比較：令和2年4月1日現在

用途区分	うるま市		類似団体平均	福岡県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	熊本県	熊本県	大分県	大分県	宮崎県	宮崎県	宮崎県
	家庭用	業務用		大牟田市	飯塚市	唐津市	諫早市	八代市	荒尾市	玉名市	中津市	日田市	都城市	延岡市	日向市
処理区域内人口(人)	83,299	83,299	57,017	76,641	59,252	73,880	76,513	53,109	37,202	36,156	32,228	45,603	71,327	87,241	35,046
処理区域内面積(k㎡)	19.39	19.39	14.64	17.57	15.54	17.78	17.06	14.92	11.10	11.62	8.41	12.34	22.35	18.67	8.37
処理区域内人口密度	4,296	4,296	3,868	4,362	3,813	4,155	4,485	3,560	3,352	3,112	3,832	3,696	3,191	4,673	4,187
基本水量	10㎡	10㎡		8㎡	10㎡	10㎡	7㎡	8㎡	10㎡	8㎡	8㎡	10㎡	なし	5㎡	なし
基本使用料/月・戸・円	600	900	1,095	1,500	1,259	1,154	940	1,192	1,500	1,290	1,150	1,382	667	611	500
10㎡/月・戸・円	600	900	1,400	1,540	1,259	1,155	1,420	1,564	1,500	1,622	1,450	1,382	1,247	1,161	1,500
20㎡/月・戸・円	1,350	1,900	2,991	3,740	2,809	3,000	3,020	3,424	3,300	3,282	3,000	2,852	2,587	2,381	2,500
30㎡/月・戸・円	2,100	2,900	4,762	6,520	4,359	5,354	5,020	5,334	5,250	4,942	4,675	4,397	4,017	3,771	3,500
40㎡/月・戸・円	2,950	4,050	6,650	9,300	6,429	7,708	7,020	7,354	7,400	6,742	6,475	6,015	5,497	5,361	4,500
50㎡/月・戸・円	3,800	5,200	8,591	12,080	8,499	10,062	9,020	9,374	9,550	8,542	8,375	7,833	6,977	7,281	5,500
100㎡/月・戸・円	8,800	10,950	19,662	27,880	22,699	26,242	20,020	19,724	21,050	19,242	18,125	17,603	14,627	18,231	10,500
301㎡以上/月・戸・円	33,940	37,080	66,610	91,396	83,803	91,285	73,285	63,542	67,280	62,256	59,330	61,079	46,385	69,084	30,600
501㎡以上/月・戸・円	61,940	63,095	113,342	154,596	144,603	156,005	126,285	107,142	113,280	105,056	100,330	104,339	78,147	119,720	50,600

※下水道事業における類似団体区分は、下水道処理区域内の人口及び人口密度、供用開始後年数により分類される。県内において、本市と類似する団体はないため、九州地区の18団体のうち、下水道普及率が90%以上の団体を除く12団体を類似団体とした。

3. 下水道事業審議会からの答申について

答申 「うるま市下水道使用料の水準について」

令和3年8月26日

うるま市長 中村 正人 様

うるま市水道事業及び下水道事業審議会
会長 瀬口 浩一

うるま市下水道使用料の水準について(答申)

令和3年3月25日付け、う水総第338001号で諮問のありました「うるま市下水道使用料の水準」について、うるま市下水道事業事務局にて作成した資料に基づく審議の結果、次のとおり答申します。

記

1. 下水道使用料の現状について

下水道事業においては、汚水処理に係る費用を受益者である使用者からの使用料により賄うことが原則とされている。しかし、今回の使用料算定にあたり令和3年度から令和7年度までの5年間の使用料収入を見込んだところ、汚水処理に係る費用をどの程度使用料収入で賄っているのかを表す経費回収率が令和3年度から令和7年度の5年間の平均で59.31%と推計され、今後も汚水処理に係る費用の約4割を一般会計からの補てん収入(繰入金)で賄うことが必要な状況である。一般会計は、下水道処理区域外の市民を含む市税を主な財源としていることから、費用負担のあり方や公平性の観点から問題がある。

また、下水道の整備と維持管理を計画的に推進し、下水道サービスを持続的に提供するためには、下水道施設全体を計画的かつ効率的に管理していくなど、経営努力を重ねて効率的な事業経営に取り組む必要がある。下水道使用者には、下水道の役割や経営状況などを啓発するとともに、安全で快適な下水道サービスの提供に多額の費用がかかることを十分に説明し、受益に応じた適切な負担水準に近づける努力が必要である。

3. 下水道事業審議会の答申について

2. 下水道使用料の水準について

うるま市の経費回収率は、県内11市と比較して低い水準であり、下水道事業における受益者負担の原則や汚水処理に係る費用を一般会計からの繰入金で補う現状を踏まえ、使用料水準の見直し(使用料改定)が必要であると考え

る。
しかし、今回の令和3年度から令和7年度までの使用料算定見込みにおいて、年平均の使用料不足額が約4億円と推計され、一度の改定で使用料不足額の全額を改善する場合、大幅な改定率となるため、使用者負担への影響を勘案する必要があると考える。

また、国からは、公営企業会計に移行している団体について、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料改定の必要性を検証し、経費回収率の向上による段階的な使用料適正化に向けた取組を推進するよう要請がある。

適切な下水道使用料の水準を確保するため、最終的には、経費回収率100%を目指す必要があると考えているが、使用料算定に基づく使用料の大幅な改定率に伴う急激な使用者負担増は避けるべく配慮が必要であり、中長期的な視点で、定期的かつ段階的に改定に取り組む必要があると判断する。

以上のことから当審議会においては下水道事業の今後の経営状況や下水道使用者の負担などを総合的に検討した結果、別紙「下水道使用料改定表」のとおり変更することが妥当であると判断する。

なお、当審議会は次のとおり付帯意見を付する。

付帯意見

- (1) 下水道使用料の改定にあたり、市民の理解が得られるよう十分に説明責任を果たすこと。
- (2) 経営戦略を踏まえ、事業経営の効率化、収入の確保に努めること。
- (3) 下水道使用料の見直し期間を3年間から5年間とし、定期的に見直しを検討すること。
- (4) 下水道未接続者に対し、接続の理解を図る広報活動等での周知に加え、個別訪問や接続補助金の活用を推進し、接続率の向上を図ること。

3. 下水道事業審議会の答申について

別紙

下水道使用料改定表(税抜き)

種別		水量(m ³) (1か月)	使用料			改定率
			現行	改定(案)	増加額	
家庭用汚水	基本使用料	0～10	600円	650円	50円	8.33%
	従量使用料(1m ³ につき)	11～30	75円	95円	20円	26.67%
		31～50	85円	110円	25円	29.41%
		51～100	100円	130円	30円	30.00%
		101～300	125円	155円	30円	24.00%
		301～	140円	175円	35円	25.00%
業務用汚水	基本使用料	0～10	900円	900円	0円	0.00%
	従量使用料 (1m ³ につき)	11～30	100円	120円	20円	20.00%
		31～50	115円	140円	25円	21.74%
		51～100	115円	145円	30円	26.09%
		101～300	130円	160円	30円	23.08%
		301～500	130円	180円	50円	38.46%
		501～1000	145円	185円	40円	27.59%
		1001～	145円	188円	43円	29.66%

4. 下水道使用料の水準について

下水道使用料の水準（経費回収率）について

下水道の整備と維持管理を計画的に推進し、下水道サービスを継続的に提供し、下水道事業の健全な経営を図るため、適切な下水道使用料の水準（経費回収率）確保が重要となります。

1) 下水道使用料の水準（経費回収率）の目標

下水道使用料で汚水処理費をどれだけ回収できているかを表す経費回収率は令和2年度決算で57.50%となっており、汚水処理費の約4割を一般会計からの補てん収入（繰入金）で補っている状況にあるため、下水道事業の独立採算制や汚水処理費の受益者負担の原則（受益に応じた適切な負担）、**下水道事業経営の健全化を図る観点から、汚水処理費を下水道使用料収入で賄える水準（経費回収率100%）を目標とする必要があります。**

2) 段階的な下水道使用料改定

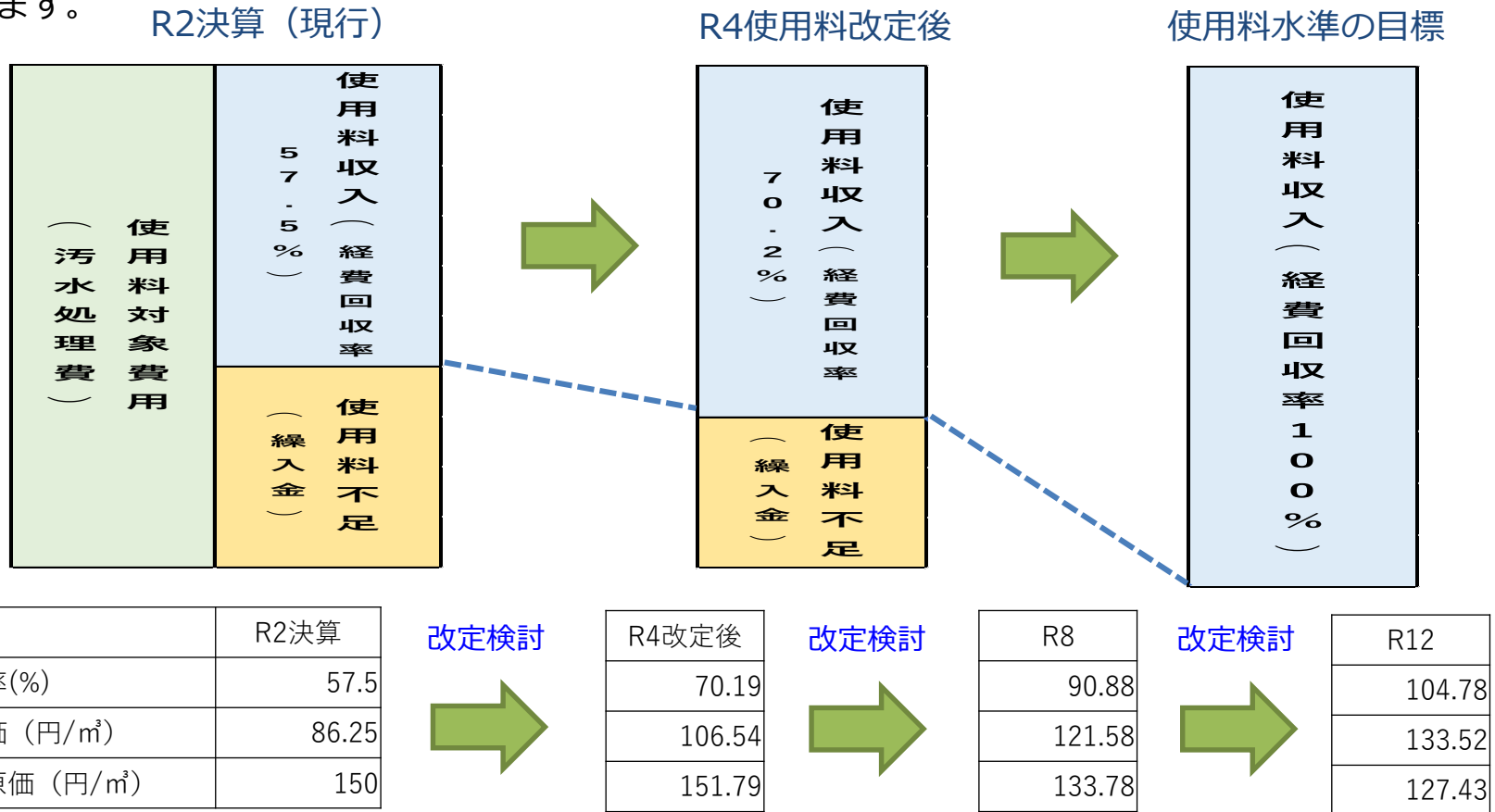
令和3年度から令和7年度までの使用料算定見込み（収支計画）において、年平均の使用料不足額（一般会計からの補てん収入が必要）が401,516千円と推計され、一度の改定で使用料不足額の全額を改善する場合、大幅な改定率となります。また、**国から、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性を検証し、経費回収率の向上による段階的な使用料適正化に向けた取組を推進するよう要請があります。（令和2年7月22日国土交通省）**

適切な下水道使用料の水準を確保するため、最終的には、経費回収率100%を目指す必要がありますが、**使用料算定に基づく使用料の大幅な改定率に伴う急激な使用者負担増は避けるべき配慮が必要であり、中長期的な視点で、経費回収率の向上と使用料の適正化、一般会計基準外繰入金（補てん収入）の縮減を図るため、定期的かつ段階的に使用料の改定に取り組む必要があります。**

4. 下水道使用料の水準について

3) 段階的な下水道使用料改定（経費回収率の向上）のイメージ

一度の改定で使用料不足額の全額を改善（経費回収率100%）する場合、大幅改定率となり、急激な使用者負担増となるため、中長期的な視点で、定期的かつ段階的に使用料水準の改定（経費回収率の向上）に取り組む必要があります。



今回（令和4年）に使用料改定した場合、今後、3年から5年に1回の頻度で、使用料算定（収支見通し）を踏まえ、下水道使用料の改定の必要性を検討する必要があります。

5. 下水道使用料の改定状況について

下水道使用料改定の状況（前回平成20年使用料改定状況との比較含む）

		令和4年改定	平成20年改定	前回比較
①改定状況	平均改定率（％）	23.61	25.3	-1.69
	家庭用平均改定率（％）	23.9	26.1	-2.2
	業務用平均改定率（％）	23.33	24.5	-1.17
	使用料増収額（千円）の推計	161,628	149,202	12,426
	使用料増収率（％）の推計	22.49	26.2	-3.71
②経営指標への影響	経費回収率（％）の推計	70.19	58.4	11.79
	使用料単価（ $\text{m}^3/\text{円}$ ）の推計	106.54	90.96	15.58
	汚水処理原価（ $\text{m}^3/\text{円}$ ）の推計	151.79	155.75	-3.96
③使用者使用料への影響	月額使用料増加額（家庭用20 m^3 ）（円）	250	290	-40
	月額使用料増加額（業務用20 m^3 ）（円）	200	350	-150

※家庭用20 m^3 の使用水量(1か月あたり)は、世帯人員が3人を想定している。
世帯別の1か月あたりの平均使用水量(東京都水道局平成30年度生活水実態調査)より

～参考資料～

(1) 下水道使用料の根拠法令などについて

○地方公営企業法第21条第1項

地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

○下水道法第20条第1項

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

○地方公営企業法第17条の2第2項

地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

○うるま市下水道条例第33条

使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した基本料金と超過料金との合計額とその合計額に消費税法に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。

(2)下水道使用料体系について

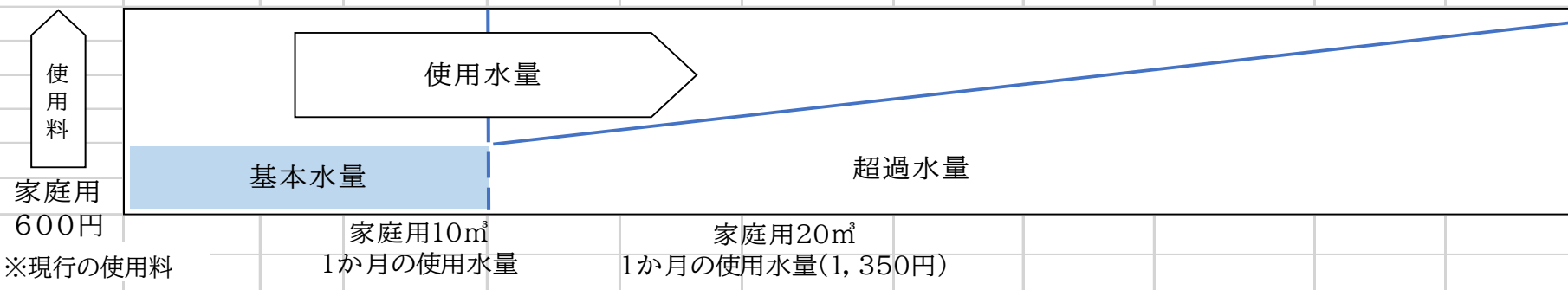
〇うるま市の下水道使用料体系

現行の下水道使用料体系は、「基本使用料」と「従量使用料」を組み合わせた「二部使用料制」を採用している。

◇基本使用料と従量使用料

基本使用料	使用量の有無に係わりなく賦課される基本使用料
従量使用料	使用量に応じて使用料を算定する従量使用料
累進使用料制	使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系

◇基本使用料と基本水量制



「**従量使用料**」は、使った水の量に応じて使用料が算定されるため、非常に合理的な方法といえますが、使用する水量の変動に対応して使用料収入も左右され、仮に使用する水量が過小な場合には、最低限必要な経費が賄えず、下水道事業の運営に支障をきたすことが懸念される。

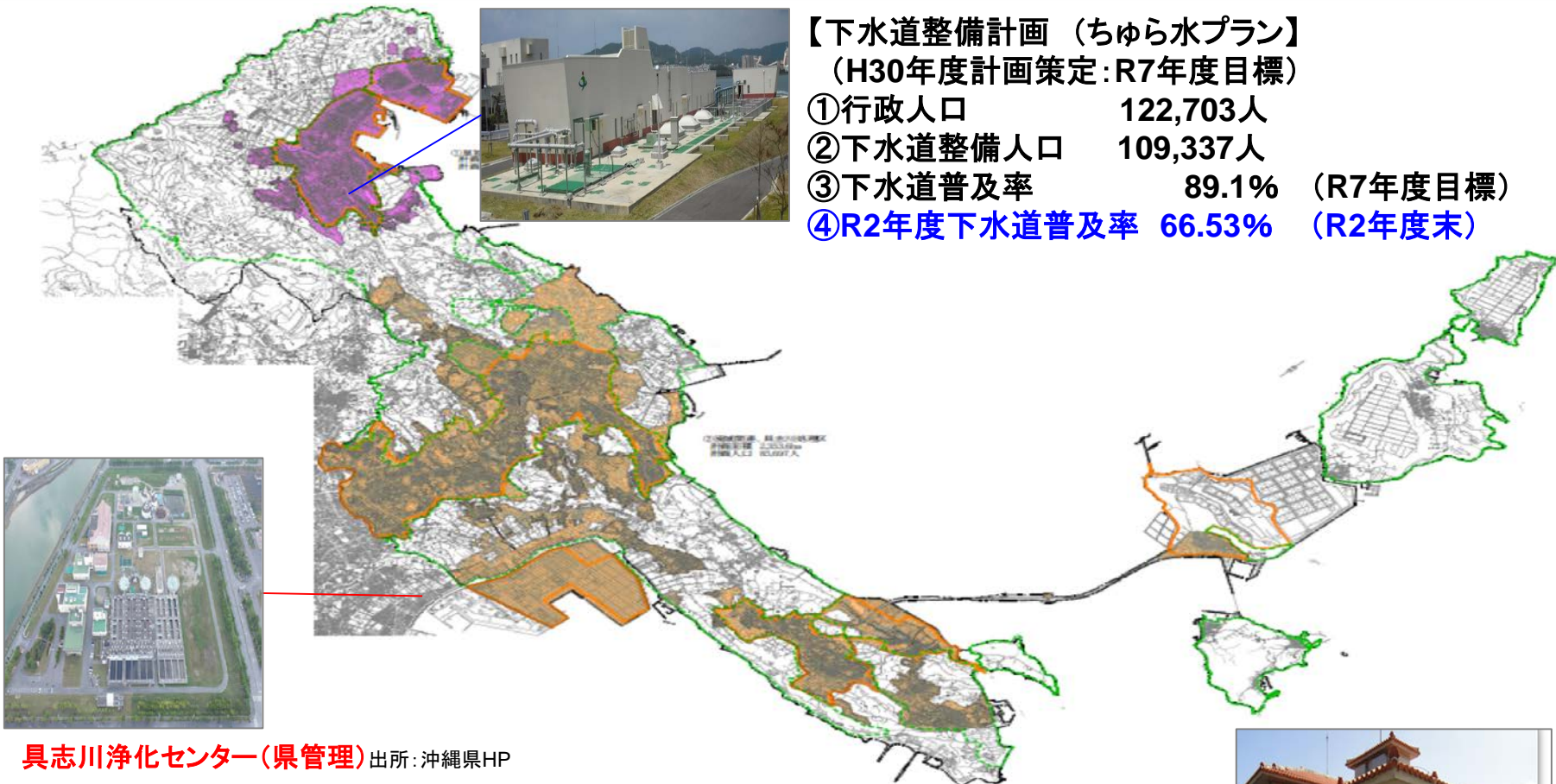
「**基本使用料**」は、使用水量の変動があっても、一定の収入が確保できるため、従量使用料と併用することにより経営を安定化する方法が有効とされ、多くの下水道事業が採用している。また、「**基本水量制**」は、一定水量の範囲内での使用について、定額の基本使用料を設定している。(本市の基本水量は1か月あたり10m³)

また、**家庭用や業務用など、用途別に区分して、格差を設ける背景**は、家庭用排水はナショナル・ミニマム(国家が全国民に保証する最低限度の生活水準)、業務用については原因者負担とする考え方があります。

(3) 下水道の普及状況(下水道整備計画)

【下水道整備計画 (ちゅら水プラン)
(H30年度計画策定: R7年度目標)

- ①行政人口 122,703人
- ②下水道整備人口 109,337人
- ③下水道普及率 89.1% (R7年度目標)
- ④R2年度下水道普及率 66.53% (R2年度末)



具志川浄化センター(県管理) 出所: 沖縄県HP

※具志川浄化センターではうるま市以外に沖縄市と北中城村の下水処理も実施しています。



農業集落排水施設

【下水道計画区域】

- ピンク色部分が石川終末処理場で処理する区域(公共下水道)
- オレンジ色部分が具志川浄化センターで処理する区域(流域関連下水道)
- 緑色(津堅地区)が津堅島で処理する区域(農業集落排水)
- 色なしは、個別(合併)浄化槽地域



(3) 下水道の普及状況(普及率・接続率・整備率)

○下水道普及率 (%) 行政人口 ÷ 処理区域内人口

	H28	H29	H30	R1	R2
行政人口 (人)	122,702	123,308	124,014	124,603	125,394
計画区域内人口 (人)	114,826	115,334	108,416	108,834	109,426
下水道処理計画人口率 (人)	93.58	93.53	87.42	87.34	87.27
処理区域内人口 (人)	83,066	83,194	83,126	83,299	83,425
下水道普及率 (%)	67.70	67.47	67.03	66.85	66.53

○下水道接続率 (%) 処理区域内人口 ÷ 下水道接続人口

	H28	H29	H30	R1	R2
処理区域内人口 (人)	83,066	83,194	83,126	83,299	83,425
下水道接続人口 (人)	63,048	65,528	66,850	67,976	68,588
接続率 (%)	75.90	78.77	80.42	81.60	82.22

○下水道整備率 (計画区域内人口) (%)

	H28	H29	H30	R1	R2
計画区域内人口 (人)	114,826	115,334	108,416	108,834	109,426
現在処理区域内人口 (人)	83,066	83,194	83,126	83,299	83,425
下水道整備率 (%)	72.34	72.13	76.67	76.54	76.24

○下水道整備率 (全体計画面積) (%)

	H28	H29	H30	R1	R2
全体計画面積 (ha)	3,816.4	3816.4	2,947.3	2,947.3	2,947.3
供用開始面積 (ha)	1,918.8	1921.9	1,924.6	1,939.0	1,939.0
下水道整備率 (%)	50.28	50.36	65.30	65.79	65.79

(3) 下水道施設の状況(施設概要)

(1) 汚水処理施設



【うるま市公共下水道石川
終末処理場】
供用開始:昭和49年5月
処理能力:8,850m³/日

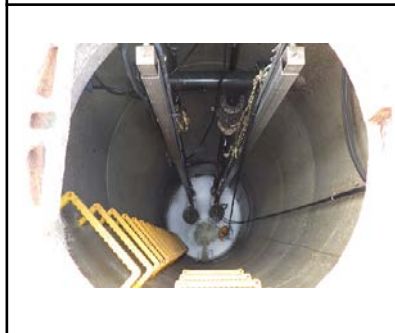


【津堅地区農業集落排水
処理施設】
供用開始:平成15年6月
処理能力:241m³/日

(2) ポンプ施設



【ポンプ場】
多量の汚水が集まる場所
で地形的に自然流下させる
ことが困難な場合、汚水を
途中でくみ上げて再び自然
流下に戻します。



【マンホールポンプ】
下水道管が深くなり過ぎ
ないように、マンホールの中
にポンプを設置し、下水を
地表付近まで汲み上げて
再び浅い位置から自然流
下で下水道を流します。

(3) 施設合計

処理施設名	数量 ※令和2年度末時点
汚水処理施設(箇所)	2箇所 (内訳:石川地区、津堅地区)
ポンプ場(箇所)	11箇所 (内訳:石川地区7、具志川地区3、与那城地区1、勝連地区なし)
マンホールポンプ(箇所)	40箇所 (内訳:石川地区10、具志川地区15、与那城地区9、勝連地区6)
下水道管(km)	392km (内訳:石川・具志川・与那城・勝連地区 汚水管381km、雨水管9km 、津堅地区 汚水管5.9km)